

部 局 課 所 室 長 各 位

財 政 部 長

平 成 1 9 年 度 予 算 編 成 要 領

平成19年度予算については、別途市長から指示された予算編成方針に基づき、下記のとおり予算編成要領を定めたので通知する。

記

1 全般的事項

現在、国においては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（以下「基本方針2006」という。）を策定し、地方分権の推進に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図るなど、三位一体の改革の成果を踏まえ、新たな地方分権制度改革への取り組みを推進しているところである。

こうした方向性の下、平成19年度の地方財政の課題としては、基本方針2006に基づき、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額等を確保することとしているが、国の深刻な財政状況や今後5年間の国・地方における「歳出・歳入一体改革」の取り組み等を勘案すると、削減傾向にある地方交付税の所要額が適切に確保されるかどうか等、予断を許さない状況である。

さらに、各地方公共団体が公表する「集中改革プラン」の着実な実施や、地方行革の新たな指針の策定等による地方行革の強力な推進に加え、再建法制の見直しにまで踏み込んだ厳しい姿勢も打ち出されているところである。

本市の財政状況は、予算編成方針で述べられたとおり、景気は若干の回復傾向にある

ものの、義務的経費の増嵩等が続く等、引き続き大変厳しいものとなっている。さらに、自主財源比率が相対的に低いという構造的要因があることや、多額の市債残高を抱えていることから、来年度以降、より一層の行財政改革を必要としているところである。

このような状況のもと、本市の平成19年度の予算編成にあたっては、昨年度に引き続き、一般財源配分枠による予算編成において、各主管課の自主性を尊重することにより、予算調整の効率化を図り、政策性の高い経費についての検討をより重点的に行なうことから、ともすれば前年踏襲型の予算編成となりがちな傾向から脱却し、柔軟な発想により多様化する市民ニーズに対応することとしている。

- (1) 各主管課においては、国や県の予算編成状況、社会情勢の動向や過去の実績を十分勘案し、施策全般についての事務事業の必要性を十分検討し、限られた財源の重点的かつ効率的な活用に留意し見積もること。
- (2) 「一般財源配分枠」による予算編成の意義を再確認し、部局長の強力なマネジメントの下、事業選定をゼロから見直し、既存事業の休廃止、再構築の検討に努めるほか、新市総合計画実施初年度の重要な予算となることに十分配慮するとともに、合併後の状況を的確に把握し、引き続き合併効果を十分発揮できる予算づくりに努めること。
- (3) 見積もりに当たっては、年間見通しに基づき予定されるすべての収入、支出を計上すること。

なお、継続費、債務負担行為については、事業規模、年割額等を検討し後年度において過重な財政負担を招かぬよう留意すること。

- (4) 自主財源の確保及び行財政全般にわたる簡素化、効率化を推進し、歳入の見積もりにあたっては、受益と負担の均衡等に配慮し、適正な財源の確保に努めること。

また、歳出の見積もりにあたっては、事業の必要性、緊急性等を考慮して、行政の簡素合理化を一層推進し、「最少の経費で最大の効果」をあげるよう配慮すること。

- (5) 基本方針2006に基づく「歳出・歳入一体改革」の取り組み等に伴い、平成19年度の国の予算編成を通じ、国庫補助負担金等については、昨年同様に、制度の縮小・廃止、見直し等が予想されることから、これらの動向には十分留意すること。
- (6) 新規事務事業及び歳出増を伴う制度改正については、施策の必要性・目的・達成効果・時機等を十分検討し、緊急不可欠なものに限るとともに、必ず既存事業の見直し、既定経費の圧縮、振替等により財源を捻出すること。

なお、施設の新増設計画に当たっては、十分な管理運営計画を作成するとともに、未利用市有財産の活用を図ること。

(7) 国の構造改革、県の行財政改革等に伴い廃止または縮小される事務事業の市単独事業への安易な振替は行わないこと。

(8) 他部課と関連する事務事業については、事前に十分協議を行い、見積もり漏れ、重複等がないようにすること。

(9) 企業会計は、企業経営の原理に基づき、経営の合理化を推進し、健全経営に努めること。

(10) 企業会計以外の特別会計については、独立採算制の理念に基づき、経営の合理化、健全化、自主財源の確保等に努め、安易に一般会計からの繰入れに依存しないこと。

また、中・長期の収支計画及び今後の経営方針は、特別会計設置の趣旨を十分理解のうえ定めること。

その他、一般会計に準じて要求すること。

(11) 歳入・歳出に関わらず、制度改正により変更の必要があるものについては、適切な措置を講ずること。

(12) 事業化の見込みが明確でないまま予算獲得のみに重点を置き、結果、事業の「成果」をあげられないまま予算の不用あるいは繰越を行う事例が多く見受けられる。

これらは、限りある財源の有効配分を図るうえにおいて、極めて不適切であり、予算に対する信頼性を損なうものであることから、適正な予算見積もりに徹すること。

2 個別的事項

(1) 歳 入

次のことに留意すること。

歳入の見積もりにあたっては、的確に見積もり、過大見積もりを避け決算で歳入不足とならないように十分に注意して見積もること。

ア 市 税

国の経済見通し及び本市経済の動向に留意するとともに、課税客体の捕そくに努め、税収入を的確に把握して、確実な見込額を計上すること。

イ 国県支出金

国県等関係機関と十分連絡をとるとともに、制度改正等の見通しを的確に把握し、積極的に働きかけ、国県支出金の確保に最大の努力をすること。

ただし、これは必要な事業について特定財源の確保に努めるという主旨のものであり、不要不急な事務事業の安易な受け入れをいうものではないこと。

ウ 使用料及び手数料

実情を十分精査し過大な見積もりにならないように留意するとともに、特に長期にわたって据え置かれているもので採算率の低いもの、並びに類似他都市及び県内他市と著しく均衡を失しているものについては、見直しを行うこと。

エ 財産収入

財産貸付収入については、土地の評価替等を考慮し、貸付料の適正化を図ること。また、財産の処分に当たっては経済情勢等を考慮し、適正な価格とすること。

オ 市 債

市債については、地方債残高の増嵩を防ぐ意味において、市債の発行額を抑制し、償還元金以上には新規借入れを行わないという基本方針のもと、後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。なお、合併特例債については、合併特例事業計画としてすでに採択されたものを除き、要求段階では充当しないこと。

(2) 歳 出

別掲の「平成19年度予算要求基準」によるほか、次のことに留意すること。

事業別に要求することとし、経常枠以外の事業（新規・投資的経費）については「歳出予算要求書（事業説明）」に事業概要、期間、全体事業費等を明記すること。

ア 人 件 費

報酬については、職員課に提出の報酬調書を添付のうえ、報酬調書と同額を予算要求すること。

報酬を除く人件費については、予算要求規模把握のため便宜上、平成18年度

当初予算と同額とすること。(その額は、予算要求額ではありません。職員課の積算を基に予算計上します。)

ただし、時間外勤務手当で、平成19年度に限って真にやむを得ない特殊事情(臨時的なもの。)のあるものについては、説明欄にその旨記入し、必要最小限の額を見積もること。

イ 物件費

(ア) 賃金

臨時的業務といえども極力事務の合理化等により対処し、雇用人員、期間等を十分に精査した上で、必要不可欠なものを除き、一般事務補助の雇用を取り止めること。

(イ) 旅費

普通旅費については、行程、日程、人員を抜本的に精査し、必要最少限に留めるとともに、県庁等近距離については、庁用自動車の使用を優先すること。また、定例的な大会・協議会への参加等はやむを得ないものを除き、取り止めること。

管内旅費についても、極力節減するとともに、庁用自動車の使用を伴う課所については、実態に即した見積もりをすること。

(ウ) 需用費

細節単位で内容を十分検討し、徹底して節減に努めること。

見積もりにあたっては最新の「物品単価表」並びに18年度の実施単価を参考にすること。

(エ) 備品購入費

原則として更新を要するものにとどめ、できる限り新規購入は見合わせること。

なお、要求品目の現有数を必ず()書すること。

(オ) 委託料

事務事業の委託の可能性を検討するとともに、既に実施している委託についても、特に定例的に行われてきた保守委託など、その業務内容、必要性、行政効果、採算性等を再検討すること。

なお、委託料調書の備考欄に再検討の結果を記入すること。

ウ 維持補修費

施設の維持修繕は、施設の老朽度等を考慮し計画的に見積もること。

エ 扶 助 費

現行制度（制度の改定が確定しているものを含む。）に基づく現員、現行単価で計上すること。

オ 補 助 金 等

補助金については、新設及び増額は原則として見合わすこと。

単独市費補助金については、安易に継続することなく、対象事業の内容、効果等を再検討し、終期の設定により廃止縮減を図ること。

特に、多額の剰余金の生じている団体、交付が長期にわたっている団体、事業目的が類似している団体等に対する補助金は、整理合理化を図ること。

負担金についても、市が加盟する各種団体への負担金は全面的に見直しを行い、効果の少ない団体、既に加入の目的を達成した団体からは脱会するとともに、新規加入は原則として行わないこと。

負担金補助及び交付金調書の備考欄に再検討の結果を記入するとともに、補助金交付団体の予算書、決算書、実績報告書等の資料を添付すること。

カ 投 資 的 経 費

投資的経費については、補助・単独事業ともに、「新市建設計画」の内容を踏まえ、事業内容を充分精査のうえ、別に指示する一般財源枠を上限とし要求すること。

新規事業は、必要性、緊急性を十分に検討し、既存事業の見直し等によりその財源を捻出したうえで計上すること。

また、補助事業については、承認が得られず後日予算の減額又は単独事業に振替えることのないよう関係機関との連絡を密にし、的確に見積もること。

事務費の積算に当たっては、工事雑費、事務費の限度額（率）を明示するとともに、可能な限り人件費（給料等）に計上すること。

用地については、未利用市有地の利用を管財課と十分協議すること。

用地の取得を要する場合には、土地利用計画、地価の動向、金利負担等を十分考慮して見積もること。

なお、執行においては、財源の全部又は一部を国県支出金・分担金・市債その他特定収入に求める事業については、その収入が歳入予算に比して減少又は減少の恐れがあるときは、減少の割合に応じ、当該経費の金額を減少して執行することとしているので、特に留意のこと。

3 作成上の注意

(1) 提出期限 11月13日(月) 厳守

(2) 提出部数 7部

※ 補助事業については、国庫補助負担金の一般財源化の動向など、国、県の予算編成状況に十分注意し、制度の改廃等内容の変更が確認され次第、速やかに財政課と協議のうえ、予算見積書の差替え等適切な措置を講ずること。

(3) 予算要求書・調書・資料等は全てA4判とすること。

(4) 予算要求書の並び順、留意事項は以下のとおりとすること。

要求書提出分	様式	備考
表紙	任意	会計毎(一般会計については款毎)に別綴じとすること
シーリング整理表	別途指示	説明会終了後、担当が配布します
見積事業一覧表	システム出力	
歳入予算要求書	システム出力	款コード昇順
歳出予算要求書(事業説明)	システム出力	款項目事業コード昇順 (事業毎に事業説明から資料までを一括りとすること)
歳出予算要求書	システム出力	
資料	※	

※ 資料については、電子キャビネットの様式にあるもの以外は任意とする。

シーリング整理表を1頁とし、以下連番で右下に頁を記入すること。資料については、右下角を切り落とし、前頁に関連するものを添付し、中央下に枝番を記入すること。

なお、委託料調書、負担金補助及び交付金調書、継続費予算要求書、債務負担行為予算要求書の様式については、電子キャビネット様式にありますので、ご利用ください。(既存の様式でもかまいません。)

(5) 「歳入予算要求書」の積算内容欄には、根拠法令及び積算根拠等を明記すること。

(6) 「歳入予算要求書」の積算内容及び充当先事業欄には、補助率・定額補助等が決まっているものは[算出基礎]に記入すること。また、[充当先事業]については、

平成19年度予算要求基準

1 平成19年度当初予算案

予算案の見積りは年間予算とする。

2 予算要求枠

・経常経費

平成18年度当初予算一般財源額対比 90%以内

・投資的経費

平成18年度当初予算一般財源額対比 90%以内

※ 平成19年度については

上記に関わらず 維持補修費については

平成18年度当初予算一般財源額対比 100%以内 を原則とする。

3 注意事項

- (1) 経常枠は部局内で積極的に調整を行い、限られた一般財源を政策的経費に重点的に配分するため、事務事業については徹底した合理化を図り必ず定められた範囲内におさめること。
- (2) 予算の見積もりは年間を通して適切に行い、安易な予算流用や予算補正を行うことは予算に対する信頼性を損なうものであるから厳に慎むこと。

(参考)

平成19年度収支試算(一般財源ベース)

今回の試算によれば、平成19年度の財源不足は、社会保障費や公債費が引き続き高い水準で推移すること等により、29億円が見込まれる。

○収支見込

単位:億円

区 分		18年度(当初予算)	19年度(見込み)
歳 入	一般財源 (A)	702	703
歳 出	一般財源 (B)	728	732
財源不足額 (A)-(B)		▲ 26	<u>▲ 29</u>

○財源不足見込への対応方針

単位:億円

	金 額	備 考
財源不足額	<u>▲ 29</u>	
財源調整	22	基金取り崩し等
調整後財源不足額	▲ 7	
シーリング調整	7	経常経費・投資的経費一般財源 ▲10%(維持補修費除く)

注1) 上記計数は、平成19年度における地方財政対策、税収、また国・県の動向等に応じて変化するものである。

注2) 18年度(当初予算)の財源不足額は、シーリング調整後の最終財源不足額である。